

館林衛生施設組合
公共施設等総合管理計画

令和5年3月

館林衛生施設組合

【目 次】

第1章 計画策定の背景・目的	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 対象施設	2
4. 計画期間	2
第2章 組合の現状と課題	3
1. 組合の沿革	3
2. 組合の事務概要	4
3. 組合管内の将来人口推計	4
4. 財政状況	5
(1) 歳入	
(2) 歳出	
第3章 公共施設等の現状と課題	7
1. 公共施設の概要	7
2. 施設の利用状況	7
(1) 館林環境センター（し尿処理施設）	
(2) たてばやしクリーンセンター（可燃ごみ焼却処理施設）	
(3) いたくらリサイクルセンター（粗大ごみ等破砕処理施設）	
(4) めいわエコパーク（一般廃棄物最終処分場）	
3. 施設の維持管理・修繕・更新等に係る中期的な経費の見込み	9
第4章 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
1. 施設管理に関する基本的な考え方	11
(1) 施設の長寿命化による財政負担の軽減・平準化の推進方針	
(2) 安全・安心の推進方針	
(3) 社会情勢や法令等の変化に対応した施設の適正な規模・機能の見直し	
2. 廃棄物処理施設等の管理に関する実施方針	12
(1) 点検・診断の実施方針	
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	
(3) 安全確保の実施方針	
(4) 耐震化の実施方針	
(5) 長寿命化の基本方針	
(6) 統合や廃棄の推進方針	
3. 本計画の進め方	14
(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
(2) フォローアップの実施方針	

第1章 計画策定の背景・目的

1. 背景と目的

館林衛生施設組合（以下「本組合」という）では平成2年度にし尿処理施設（館林環境センター）、平成29年度に可燃ごみ焼却処理施設（たてばやしクリーンセンター）、粗大ごみ等破碎処理施設（いたくらリサイクルセンター）及び一般廃棄物最終処分場（めいわエコパーク）の各施設が運用を開始し、現在稼働している施設の中には建設から30年以上経過したものもあり、延命化を目的とした基幹的設備改良工事が必要な施設や、近い将来多額の費用を要する大型修繕を控えた施設があります。

全国的にも地方公共団体が過去に建設を行った公共施設等については、これから多くの施設が更新の時期を迎えることとなり、老朽化対策が大きな課題となっているその一方で、本組合を構成している各市町の財政は依然として厳しい状況にあり、本組合としても自主財源が乏しい中、その多くを構成市町からの負担金に頼らざるを得ない状況にあります。

また、少子高齢化により人口減少社会へと進む現状を踏まえ、総務省の資料においても「早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」（総務省資料）とされております。

このような中、インフラの老朽化への対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性が示されるとともに、地方公共団体の役割である行動計画も示されており、平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で各地方公共団体に対して、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

この状況を踏まえ本組合においても、厳しい財政状況の中、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理、更新等を計画的に進め、良好な状態を保持しながら将来に引き継いでいくことが大きな課題となっていることから、将来を見据えた点検・診断、維持管理、長寿命化などを計画的に進め、財政負担の軽減・平準化を実現し、安全・安心で持続可能な公共施設等の管理を実現することを目的として、公共施設等総合管理計画の策定を行うものです。

2. 計画の位置付け

本組合が管理運営する廃棄物処理施設に関し、維持管理、更新等を計画的に推進し、施設の長寿命化に向けた基本的な取組みの方向性を示すため、本計画を策定するものです。

中長期的な本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画にあたるもので、平成26年4月22日に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、本組合が保有する公共施設等の維持管理等のあり方について、基本方針を示します。

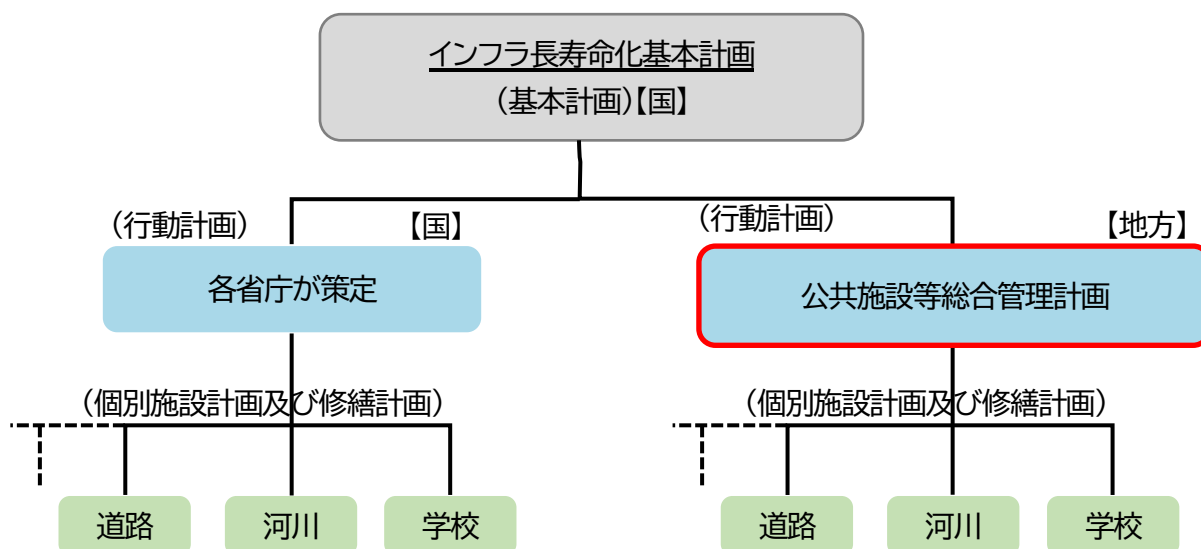


図1 計画の位置づけ

3. 計画の対象施設

公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という）の対象施設は、本組合が管理運営を行っている各廃棄物処理施設のうち、重要性等の観点から計画的な定期点検整備、修繕及び機器類等の更新が必要となる以下の施設を対象とします。

表1 計画の対象施設

	施設分類	施設名	種別
1	廃棄物処理施設	館林環境センター	し尿処理施設
2	廃棄物処理施設	たてばやしクリーンセンター	可燃ごみ焼却処理施設
3	廃棄物処理施設	いたくらリサイクルセンター	粗大ごみ等破碎処理施設
4	最終処分場	めいわエコパーク	一般廃棄物最終処分場

4. 計画期間

公共施設の計画的な管理運営においては、中長期的な視点で検討していく必要があることから、本計画の計画期間は計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とし、今後の組合及び構成市町の施策や社会情勢の変化や国の施策等の状況、最新の技術的知見の状況等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

なお、館林環境センター（し尿処理施設）については、令和2年3月に館林環境センター長寿命化総合計画の策定を行い、施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事を令和3年度及び4年度の2カ年度事業として実施しています。

【計画期間】

令和5年度（2023年）から令和14年度（2032年）

第2章 組合の現状と課題

1. 組合の沿革

館林衛生施設組合（以下「本組合」という）は、群馬県の東部に位置する館林市、板倉町、明和町の1市2町のごみ処理を、また千代田町を加えた1市3町のし尿処理を行っている複合的一部事務組合となります。

表2 組合の沿革（し尿処理施設） 1市3町

年 月	概 要
昭和 39 年 9 月	館林板倉明和衛生施設組合設立（1市2町） 処理能力：日量 36 キロリットル
昭和 40 年 10 月	日量 40 キロリットルを増設し、処理能力を日量 76 キロリットルとする。
昭和 44 年 3 月	千代田町が加入、組合名を「館林衛生施設組合」と名称変更
昭和 50 年 2 月	日量 50 キロリットルを増設し、処理能力を日量 126 キロリットルとする。
昭和 61 年 4 月	新し尿処理施設建設準備開始
昭和 63 年 6 月	新し尿処理施設建設着工
平成 2 年 9 月	新し尿処理施設建設竣工（処理能力：日量 100 キロリットル）
平成 2 年 10 月	新し尿処理施設の名称を『館林環境センター』とする。
平成 3 年 2 月	旧し尿処理施設（日量 126 キロリットル）撤去
平成 3 年 10 月	地元還元施設整備完了
令和 3 年 10 月	し尿処理施設基幹的設備改良工事着工

表3 組合の沿革（ごみ処理事業） 1市2町

年 月	概 要
平成 22 年 4 月	組合規約を改正し、複合的一部事務組合へ移行 組合立ごみ処理施設等建設準備開始
平成 27 年 6 月	熱回収施設建設工事着手
平成 27 年 12 月	最終処分場建設工事着手
平成 28 年 10 月	熱回収施設の名称を「たてばやしクリーンセンター」とする。 リサイクルセンターの名称を「いたくらリサイクルセンター」とする。
平成 29 年 3 月	熱回収施設建設竣工（処理能力：100トン/日（24h）） 粗大ごみ等破碎施設建設竣工（処理能力：5トン/日（5h））
平成 29 年 11 月	最終処分場の名称を「めいわエコパーク」とする。 最終処分場建設竣工（埋立容量 19,000 m ³ 、浸出水処理能力 5 m ³ /日（24h））
令和 4 年 11 月	熱回収施設への軟水装置設置業務着手

2. 組合の事務概要

本組合が共同処理を行う事務については、次のとおりです。

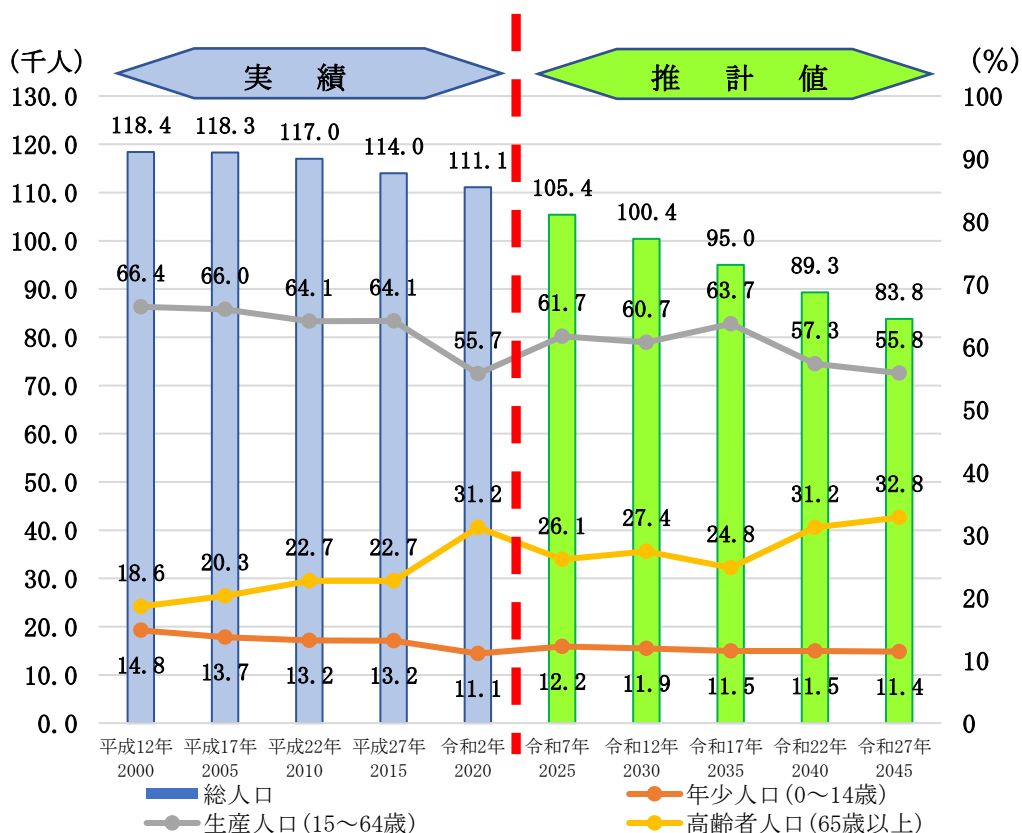
表4 共同処理を行う事務

事務名	館林市	板倉町	明和町	千代田町
し尿の収集及び運搬	○	○	○	○
組合立し尿処理施設の設置及び管理運営	○	○	○	○
組合立ごみ処理施設の設置及び管理運営	○	○	○	—
組合立一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営	○	○	○	—

3. 組合管内の将来人口推計

構成市町の総人口は、減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると令和7年度以降も減少傾向は続き、令和27年度（2045年度）には約84千人を見込んでいます。また、年齢3階層別人口をみると、年少人口・生産人口は減少を示す一方で、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行すると見込まれています。

組合管内の将来人口推計（総人口及び年齢3階層別人口の推移と見通し）については、以下のとおりとなります。



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

図2 組合管内の将来人口推計

4. 財政状況

(1) 歳入

本組合の過去10年間（平成24年度～令和3年度）の歳入状況の推移については、次のとおりとなります。

平成27年度から平成29年度にかけては、ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の建設事業に起因する組合債及び国庫支出金の占める割合が大きかったものの、他の年度においては構成市町からの負担金が総額の約7～8割を占め、増加傾向にあります。

また、令和3年度においては、し尿処理施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事の実施に伴い、組合債の借入れを行いました。

表5 館林衛生施設組合歳入状況の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
分担金及び負担金	298,064	367,831	319,961	315,813	988,866
使用料及び手数料	30,142	28,273	27,203	24,758	24,094
国庫支出金	9,667	11,728	215,676	328,688	1,731,761
財産収入	5	14	27	15	13
繰入金	45,000	30,000	34,000	65,000	30,000
繰越金	7,637	7,305	13,656	31,767	41,136
諸収入	22	3,731	1,934	1,980	2,010
組合債	0	51,000	24,000	681,100	3,741,100
寄附金	0	0	0	0	0
合計	390,537	499,882	636,457	1,449,121	6,558,980

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
分担金及び負担金	944,986	861,475	887,115	1,221,141	1,292,805
使用料及び手数料	187,119	184,075	173,461	184,870	184,951
国庫支出金	355,122	0	18,460	4,583	27,577
財産収入	13	23	165	1	1
繰入金	60,000	60,000	87,840	96,491	73,205
繰越金	78,371	15,228	5,236	5,132	5,105
諸収入	13,481	18,390	11,502	43,321	467
組合債	1,050,000	0	0	0	69,700
寄附金	0	0	0	2,994	0
合計	2,689,092	1,139,191	1,183,779	1,558,533	1,653,811

出典：館林衛生施設組合決算書（平成24年度～令和3年度）

(2) 歳出

本組合の過去10年間（平成24年度～令和3年度）の歳出状況の推移については、次のとおりとなります。

平成27年度から平成29年度にかけては、新ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の建設事業に起因する普通建設事業費が歳出の多くを占めていました。

平成 29 年度以降、歳出総額に占める物件費の割合が大きくなっていますが、これは、従来からの事業であるし尿処理業務に加え、新たに可燃ごみ処理施設、粗大ごみ等破碎処理施設及び一般廃棄物最終処分場の稼働に伴い、当該ごみ処理関連施設の運営に係る各種委託費用等の支出が生じたことによるものです。

また、令和 2 年度以降については、ごみ処理施設建設事業に伴う公債費の元金償還が始まったことから、公債費の支出が多くなりました。

表 6 館林衛生施設組合歳出状況（性質別）の推移

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費	74,095	72,309	55,537	65,556	67,546
物件費	164,255	165,629	129,487	126,458	116,771
維持補修費	106,527	116,917	48,683	45,589	45,853
扶助費補助費	3,684	3,684	3,023	2,929	3,197
普通建設事業費	0	59,921	339,539	1,141,552	6,157,158
公債費	0	0	394	885	3,071
積立金	672	14	27	15	13

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人件費	108,344	111,412	86,399	95,543	95,347
物件費	726,372	818,396	825,732	862,170	89,715
維持補修費	56,327	65,734	114,330	58,243	38,200
扶助費補助費	5,752	4,821	4,191	20,967	5,823
普通建設事業費	1,677,875	13,980	0	0	113,947
公債費	16,181	32,590	100,489	442,012	468,543
積立金	13	23	15	1,9494	1

出典：館林衛生施設組合決算書（平成 24 年度～令和 3 年度）

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設の概要

現在、本組合が管理・運営を行っている施設は、し尿及び浄化槽汚泥を処理する「館林環境センター」、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみを焼却処理する「たてばやしクリーンセンター」、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び資源ごみを処理する「いたくらリサイクルセンター」、一般廃棄物最終処分場となる「めいわエコパーク」の計4施設です。

各施設における建設後の経過年数をみると、平成29年に供用開始した「たてばやしクリーンセンター」、「いたくらリサイクルセンター」及び「めいわエコパーク」に対し、「館林環境センター」は築30年以上を経過し、施設の老朽化が進行しています。

このことから、引き続き、安定したし尿処理を行うため、令和3年度から令和4年度にかけて2カ年事業として、施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事を実施しました。

表7 組合の保有する施設概要

施設区分	施設名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建設年 (年)	経過 年数
廃棄物 処理施設	館林環境センター	7,865	2,957	平成2年	31
	たてばやし クリーンセンター	15,155	工場棟 4,023 計量棟 125	平成29年	4
	いたくら リサイクルセンター	6,835	リサイクル棟 1,041 ストックヤード棟 485	平成29年	4
最終 処分場	めいわエコパーク	21,307	埋立施設 2,932 事務所兼水処理施設 679	平成29年	4

※経過年数については、令和3年度末現在

2. 施設の利用状況

(1) 館林環境センター（し尿処理施設）

館林環境センターは、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ効率的に処理するための施設です。過去10年間（平成24年度から令和3年度まで）の組合管内（市町別）におけるし尿の及び浄化槽汚泥搬入状況については、次頁のとおりとなります。

平成28年度から令和2年度までは横ばいで推移していましたが、令和3年度については、施設の延命化を目的とした「基幹的設備改良工事」の実施に伴う一時的な搬入制限により、前年度（令和2年度）に対し若干の減少となりました。

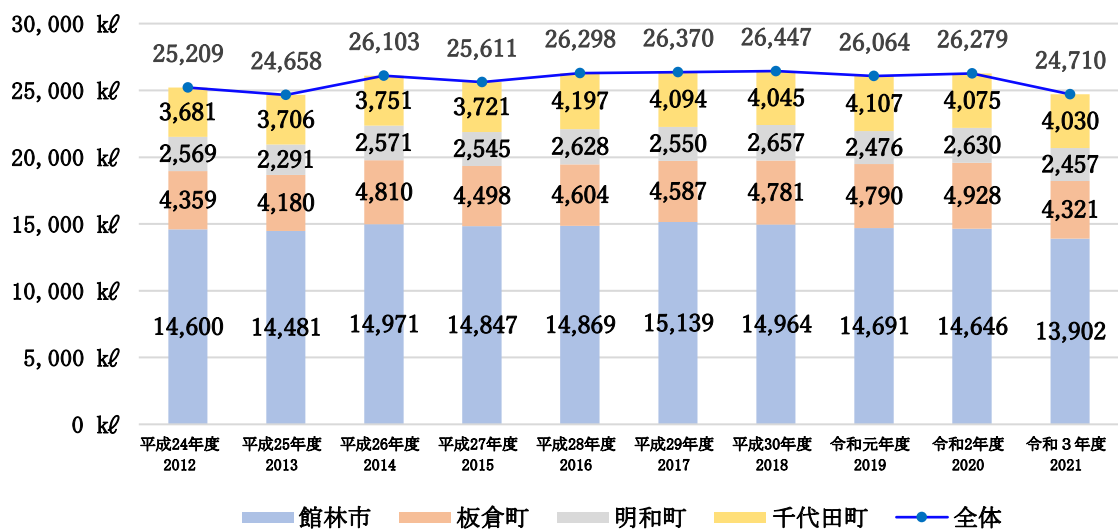


図3 し尿及び浄化槽汚泥搬入状況（過去10年度）

(2) たてばやしクリーンセンター（可燃ごみ焼却処理施設）

たてばやしクリーンセンターは、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみを適正に処理するための施設です。過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の組合管内（市町別）における市町別の可燃ごみ・可燃性粗大ごみの搬入状況については、以下のとおりとなります。

過去5年間のごみ搬入量実績は、ほぼ横ばいで推移しており、引き続き構成市町と連携を図りながら、ごみ減量への取り組みを推進します。

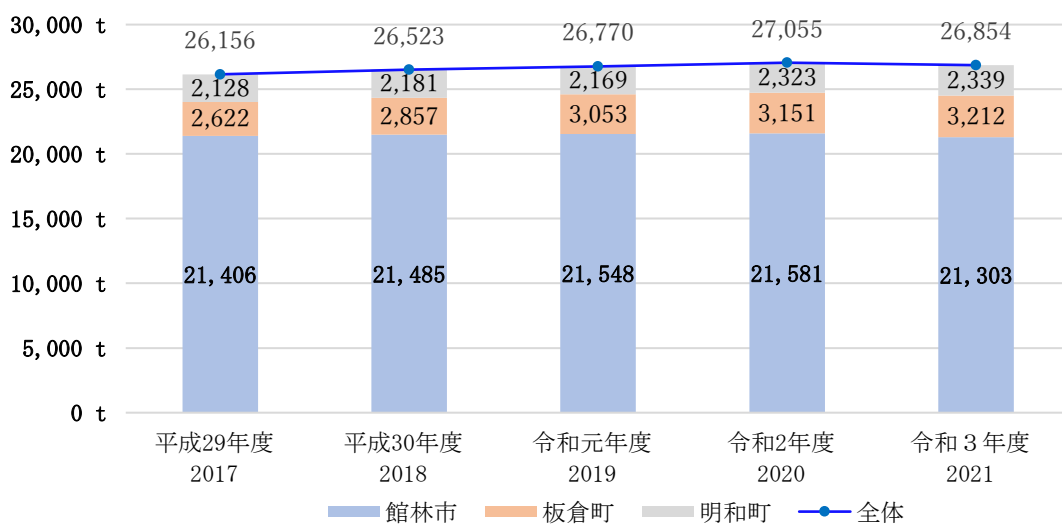


図4 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ搬入状況（過去5年度）

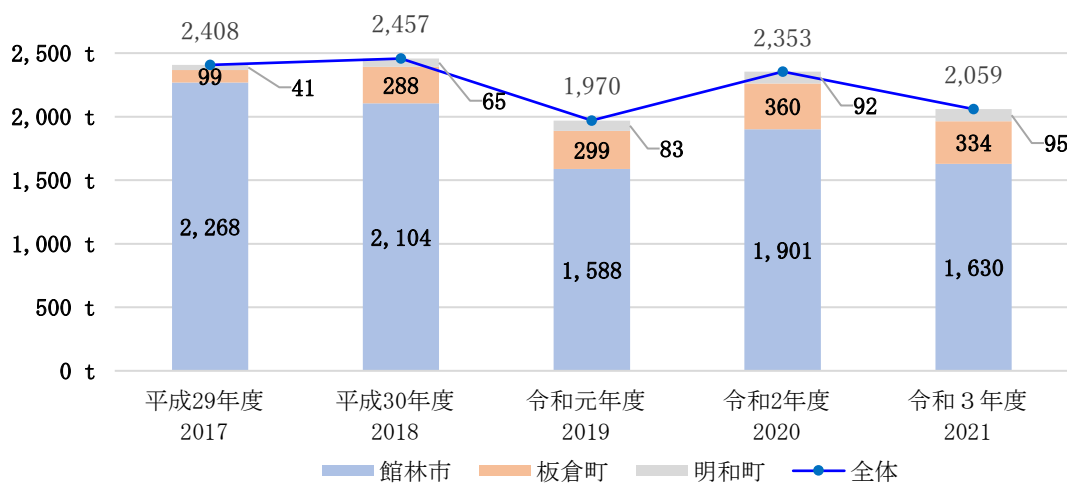
(3) いたくらしサイクルセンター（粗大ごみ等破碎処理施設）

いたくらしサイクルセンターは、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び資源物の処理施設です。

過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の組合管内（市町別）における市町別の不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみ搬入状況については、以下のとおりとなります。

過去5年間のごみ搬入実績は、平成29年度と平成30年度は横ばいであったものの、令和元年度は減少となりました。令和2年度は令和元年度と比較して搬入量の増加がみられましたが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いテレワークによる活動が推奨され、社会活動が低下した結果、断捨離による家庭系ごみの排出量が増加したためと考えられます。

令和3年度は令和2年度と比較して搬入量の減少がみられ、令和元年度の水準に近づいた形となりました。



※令和3年度については、いたくらしサイクルセンターとたてばやしストックヤードへの搬入量合算

図5 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみ搬入状況（過去5年度）

(4) めいわエコパーク（一般廃棄物最終処分場）

一般廃棄物最終処分場である「めいわエコパーク」は、たてばやしクリーンセンターから出る焼却灰の埋立てを行う「埋立施設」と、埋立施設から出る浸出水を浄化する「水処理施設」で構成されています。平成29年11月の施設竣工以来、現在まで年間平均764 m³の埋立てを行っています。

3. 施設の維持管理・修繕・更新等に係る中期的な経費の見込み

対象施設に係る維持管理、更新等の費用については、効率的な施設運営による費用縮減及び平準化を図り、必要な予算の確保を進めます。また、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略的な維持管理計画を立案し、より最小の経費で最大の効果を

得る施設運営に必要な取組みを進めていくことで、最終的なトータルコストの縮減に努めます。

本組合が管理運営する館林環境センター、たてばやしクリーンセンター及びいたくらリサイクルセンターについては大規模設備を有しており、令和3年度末時点において、館林環境センターについては施設稼働後31年を、また、たてばやしクリーンセンター及びいたくらリサイクルセンターについては施設稼働後4年を経過することから、今後想定される大規模改修や延命化の工事については、多額の費用が必要とされます。なお、館林環境センターにおいては、令和3年度と令和4年度の2カ年事業として基幹的設備改良工事を実施し、現有施設の機能保全と延命化を図るとともに、 CO_2 の削減による地球温暖化対策に寄与することを目的とした設備更新を行います。

このように廃棄物処理施設としての機能を維持し、安定した処理を継続していくためには、今後の適切な維持管理及び更新等を含め、各施設の個別施設計画の策定を通じて対象となる設備等の正確な把握に基づいた予防保全により計画的な整備費用を求め、中長期的な維持管理及び更新等のコストの見通しを推定し、適切な予算の確保を行う必要性があります。

しかしながら、本組合の歳入は自主財源に乏しく、構成市町からの負担金への依存度が高い状況にあるため、今後必要となる施設の維持管理及び大規模修繕等の財源確保において、構成市町の財政状況に大きく左右されるとともに、国からの交付金等の不確実性も合わせ、不安定な要素を抱えております。加えて地方債の占める割合も多く、償還においても構成市町からの負担金を充てることから、維持管理経費の確保さえ厳しい状況が続いていくことが予想されます。

そのため、構成市町の財政状況を見据えながら、「ごみ処理」や「し尿処理」における施設整備・改修事業の実施においては、施設に係るイニシャルコストの抑制とともに、新たな交付金制度の活用などにより財源確保の検討が必要となります。

第4章 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本組合が保有する施設は、地域に暮らす住民の生活に欠かすことのできない重要な施設ですが、安定した運転を継続しながら年数を重ね、いずれは老朽化による施設更新の時期を迎えることになります。

そのため、施設を取り巻く現状と課題を踏まえた適切な管理と安定的な財政措置が図れるよう、本組合における「公共施設等マネジメント」への取組みの方向性を以下のように設定します。

1. 施設管理に関する基本的な考え方

(1) 施設の長寿命化による財政負担の軽減・平準化の推進方針

この厳しい財政状況下において施設の機能を適切に維持していくには、経常的な維持管理及び修繕を含め、効率的な整備計画を総合的に決定し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を行う必要があります。

本組合が管理運営を行っている施設においても、今後10年から15年の間に老朽化が進み、処理能力の低下や、維持管理、延命化対策にかかる費用の増加が懸念されます。

そのため、大規模な修繕や更新を可能な限り回避できるよう、「機械設備が壊れてから修理を行う事後保全」から「決められた期間で、決められた内容の保全業務を定期的に行い、施設の劣化が進む前に事前に手を入れる予防保全」への転換を進め、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図ることで、中長期的な視点に立った財政負担の軽減と平準化を推進します。

表8 施設・設備の保全方式

保全方式		保全方式選定の留意点
予 防 保 全 (PM)	時間基準保全 (TBM)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが不可のもの 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの
	状態基準保全 (CBM)	<ul style="list-style-type: none"> 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼働中あるいは定期点検整備において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの
事後保全 (BM)		<ul style="list-style-type: none"> 故障してもシステムを停止せずに容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む) 故障しても、事故やその他の機器の故障に波及しないもの 保全部材の調達が容易で安価なもの 故障等の修理に多額の費用がかからないもの

(2) 安全・安心の推進方針

地域住民の生活に直結した行政サービスを行っていることから、施設利用者の安全・安心を確保した施設運営に努めます。

廃棄物処理施設は、その性質上、施設を構成する設備や機器が高温多湿による腐食や機械的運動による摩耗の影響を受けやすい環境にあるため、他のインフラに比較して施設全体としての耐用年数が短いとされています。施設の不具合等により廃棄物処理に支障が生じた場合、地域における生活環境と公衆衛生に重大な影響を及ぼすことから、定期的な点検整備を確実に実施し施設の状態を正確に把握することが重要となります。

このことを踏まえ、点検整備結果に基づく修繕や改修を行い、施設でのトラブルを速やかに回避し、廃棄物を安定して処理できる施設とします。

(3) 社会情勢や法令等の変化に対応した施設の適正な規模・機能の見直し

今後、人口減少や少子高齢化、地球温暖化の進行など社会情勢の変化に伴い、必要となる廃棄物処理に係る質や量の変化が予測されます。そのため、施設の更新等に当たっては、その時々々の社会情勢、法令・各種基準等の変化に速やかに対応を行うと共に、求められる役割や機能、将来需要について十分に検討を行い、施設の配置・規模の設定を行うものとします。

2. 廃棄物処理施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断の実施方針

本組合の保有する施設の利用状況、施設の特性を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、利用者が安全に安心して利用できるよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条の規定に基づき、「精密機能検査（概ね3年に1回）」により施設の健全度の診断を行うとともに、その結果を踏まえ、機械設備等に関する定期点検整備を実施します。

点検・診断等の結果については、施設の修繕、更新等を適切な時期に効率的に実施できるよう履歴を蓄積し、今後の計画的な施設管理に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、損傷が明らかになってから修繕を行う「機械設備が壊れてから修理を行う事後保全」から、「決められた期間で、決められた内容の保全業務を定期的に行い、施設の劣化が進む前に事前に手を入れる予防保全」への転換を進め、施設の健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

また、個別施設計画に基づき、計画的な修繕・更新等を実施し、処理能力維持のために早期対策が必要と判断される劣化や損傷等が確認された施設については、応急対策を実施します。

今後の施設更新等に当たっては、施設が果たす役割や機能を再確認し、社会情勢の変化に応じた機能の向上や転換について将来需要を見定め、維持管理し易い構造とすることを検討します。

(3) 安全確保の実施方針

本組合の保有する施設については、施設利用者が安全に安心して利用できるよう、定期点検整備等の結果に基づき、適切な維持管理等を実施し、施設の安全と安心の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

本組合の保有する廃棄物処理施設は、全て建築基準法に基づく新耐震基準を満たしています。

各施設は住民生活の基盤となる大切な財産であり、災害時においても安全に安心して業務継続できることが必要不可欠であることから、施設全体において安全性の強化を図ります。

(5) 長寿命化の基本方針

本組合の保有する施設の特性や安全性及び経済性等を考慮し、利用上の重要性や劣化・損傷度から、各施設の維持管理優先順位を定め、たうえで、「廃棄物施設長寿命化策定の手引き」(平成 22 年環境省)又は「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等検討調査委託業務報告書」(平成 22 年環境省)等を参考にして「個別施設計画」を策定し、経年による機能・性能の劣化が軽微である早期の段階において、予防的な補修等の実施による機能回復や維持管理、耐震性及び省エネルギー等の社会的要求水準の向上に合わせた機能改善に取り組み、長寿命化を実施します。

(6) 統合や廃棄の推進方針

本組合の構成市町は、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」(平成 29 年 3 月群馬県策定)において、「広域化ブロック区分」されている「太田館林ブロック」に含まれています。現在、本組合が管理運営している廃棄物処理施設については、広域化による統合を達成している状況であることから、上位計画に大幅な変更等がなければ、当面は現況の枠組みの中で施設の管理を進めていきます。

3. 本計画の進め方

(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進するに当たっては、施設マネジメント担当職員と施設運転管理委託業者との間で連携体制を構築しながら、総合的な視点で取組みを進めていきます。また、個々の職員が行動計画の意義を十分理解し、社会経済情勢や組合管内の住民ニーズなどの変化を的確にとらえ、既存施設をいかに効率的かつ効果的に活用できるかといった創意工夫の意識を持てるよう、また目的意識を持って行動できるよう、啓発と意識改革に努めます。

さらに計画を推進していくためには、技術的な検証が必要であり、専門技術を有する職員を継続的に養成し、技術的手法や管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていきます。

(2) フォローアップの実施方針

本計画の内容については、今後の構成市町の財政状況、社会情勢及び地域環境等の変化に応じ、適宜見直しを行うものとします。本計画の実効性を高めるため、個別施設計画により施設の維持管理、補修、大規模改修及び更新等を行っていく具体的な計画について定めるものとします。本計画は、構成市町の住民と情報・問題意識を共有するため、ホームページ等により情報提供を行い、開かれた施設の管理運営を目指します。

館林衛生施設組合公共施設等総合管理計画

発行年月 令和5年3月
発行 館林衛生施設組合
編集 館林衛生施設組合施設課環境施設係
〒374-0043 群馬県館林市苗木町2447-19
TEL : 0276-56-4453
FAX : 0276-56-4454
E-mail : tate-clean@tatebayashi-eisei.or.jp